

2020年4月24日

会員 各位

公益社団法人全日本ダンス協会連合会
会長 小川 純

ダンス教室の休業に伴う協力金等について

会員の皆様におかれましては、この度の事態に際し、緊急事態宣言等に鑑みダンス教室の営業を休業されたり、また所属の先生方におかれましてもレッスンをお休みされていることと存じます。

全ダ連においては与党自民党の関連議員に対し、状況を説明し、対応をお願いしたところです。

一刻も早い収束を願うところですが、経営また生活上の支援措置について、情報が錯綜しているので、第一報として、各制度の枠組みを説明させていただきます。

現在、マスコミ等で行われている支援は、大きく分類すると融資と現金給付があります。前者の融資(借入れ)については、運転資金として、日本政策金融公庫のコロナウイルス対策の特別融資(https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html)などがありますが、普段お付き合いしている銀行・信用金庫、会計士・税理士さん等にご相談いただくのが早いと存じます。

次に現金給付ですが、次のとおりです。

1、特別定額給付金(仮称)で、一番皆さんに知られている10万円の一律給付です。国から個人に対するもので、ご案内されている通り、予算を組み替えて審議しますので、連休前に成立し、連休明けから、市区町村より口座を書いて申請するよう通知が来ます。
(https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html)

これについては、もともと減収のあった世帯主に限って30万円となっていた生活支援臨時給付金(仮称)を変更したわけですが。減収のあった世帯では、初めの案より少なくなってしまうので、この点について、10万円に加えられないか、与野党間で話し合われるとの情報があります。

2、休業要請協力金についてです。

これは、各知事が休業要請をし、これに応えた会社や個人事業主に対して給付される可能性があるものです。休業要請の対象として、「ダンスホール」は明示されておりますが、ダンス教室やダンススタジオについては、業態・広さなどその要件に該当するか確認が必要となるでしょう。

東京都では、すでに予算が済み、1店舗の場合50万円、複数店舗の場合100万円との骨子で、すでに申請受付が始まっております。(東京都感染拡大防止協力金

<https://www.tokyo-kyugyo.com/>)

他の自治体についても、国からの地方へ臨時交付金1兆円を活用し、順次仕組みが整い、受付を始めることと思います。それぞれの道府県庁のホームページに注目ください。

3、国の補助金ですが、持続化給付金として昨年からの減収幅に対し、法人200万円、個人事業主100万円を限度として給付されるものです。

これも国の補正予算が成立しないと詳細に基づいての申請受付に至りませんので、今後注目していきましょう。担当は経済産業省です。(<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>)

4、雇用保険事業の雇用調整助成金は、すでにある制度で、休業等をしたにもかかわらず雇用を維持した場合、その経費の一部を助成するもので、今回の新型コロナウイルス対策のため、条件を緩めております。この制度は、都道府県労働局(ハローワークも)の担当で、雇用保険適用事業所の承認が前提となるようです。

仕組みの概要は、厚生労働省

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)にて申請書類等をご確認ください。

以上、今後具体化していくものもありますので、引き続き情報提供をしております。皆様のご健勝と、新型コロナウイルスの早期収束を祈ってやみません。